# 北竜町 公共施設等 総合管理計画



# 目 次

第1	章 計画の概要	1
1.	計画の背景と目的	1
2.	計画の位置づけ	2
3.	計画の期間	2
4.	対象施設等	3
第2	章 本町を取り巻く現状	4
	将来人口の見通し	
2.	公共施設の現況	5
3.	インフラの現況	9
4.	財政の現況	11
5.	公共施設等の将来の見通し	16
6.	現状や課題に関する基本認識	18
第3	章 公共施設マネジメント基本方針	19
1.	公共施設等のマネジメントに関する基本的な考え方	19
2.	公共施設等のマネジメント方針	20
3.	保有する財産の活用や処分に関する基本方針	25
第4	章 施設類型別のマネジメント方針	27
1.	公共施設のマネジメント方針	27
2.	インフラのマネジメント方針	35
第5	章 推進方策	38
1.	PDCAサイクルの推進方針	38
2.	推進体制	38
3.	計画の進行管理	38
4.	地方公会計制度の活用	39

# 第1章 計画の概要

# 1. 計画の背景と目的

我が国においては、高度経済成長期から人口増加と社会変化により、公共施設や道路、橋りょう等のインフラの整備が進められてきました。当時から建設された公共施設等の建築年数が30年以上経過し、耐用年数が切れ、この先、大規模改修や修繕、建て替えが必要となってきています。

国全体の財政規模が抑制されている中、社会保障関係費用の増加に伴い、公共施設の整備や維持保全に投ずることができる財源は限られてくることが予想され、保有している公共施設やインフラを今後もすべて維持・更新するための財源を確保することは全国的に困難な状況にあります。

こうした状況の中、特に平成24年12月に発生した中央自動車道笹子トンネルの天井板崩落事故は、公共施設、インフラの老朽化対策の必要性を強く認識させる契機となりました。

国においては、公共施設やインフラの全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要であるとして、平成25年11月に「インフラ長寿命化計画」を公表しました。さらに、平成26年4月、総務省は各地方公共団体に対し、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画(公共施設等総合管理計画)の策定に取り組むよう要請しました。

本町では、拡大する行政需要や住民ニーズの高まりにより、学校や庁舎をはじめとする施設の建設、道路や公園などのインフラの整備を進めてきました。しかし現在、町内にある公共施設の約61%は建築後30年以上を経過しており、今後30年間で多くの公共施設が改修・更新の時期を迎えることになります。

本町においても、現状の公共施設等の全体を把握し、長期的な視点を持って、改修・更新、長寿命化などを計画的に推進するため、「北竜町公共施設等総合管理計画」(以下「総合管理計画」という)を策定し、公共施設及びインフラを管理していくための基本的な方針を定め、公共施設等の適正管理に努めてきました。

その後、国では平成30年2月27日に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の 改訂を行うとともに、令和3年1月26日には「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直 しに当たっての留意事項について」を発出し、これまで自治体が策定した公共施設等総合管理計 画の見直しが図られることとなりました。

これらの内容に適切に対応するため本計画を改訂し、今後も本町にある公共施設を効果的かつ 効率的に活用するとともに、必要な公共サービスを持続的に提供し続けられるための取組を推進 します。

#### 2. 計画の位置づけ

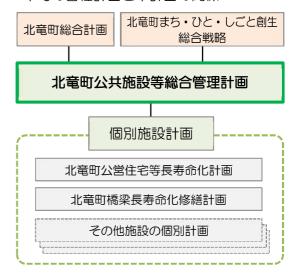
本計画は、平成25年11月に国で決定された「インフラ長寿命化基本計画」において、地方公共団体における策定が期待されている「インフラ長寿命化計画(行動計画)」に該当し、公共施設等の一体的なマネジメントの方針を示すものとして策定しました。

また、本町の上位計画である「北竜町総合計画」及び「北竜町総合戦略」を下支えする計画として整合をとるとともに、長寿命化計画等の公共施設に関する個別施設計画については、本計画を上位計画と位置づけ、本計画の方針と整合をとります。

# ■国の計画と本計画の関係 <u>インフラ長寿命化基本計画</u> (基本計画)(国) (行動計画) 【国] (行動計画) (個別施設計画) (個別施設計画) (個別施設計画) (個別施設計画)

平成26年4月22日総務省自治財政局財務調査課資料より

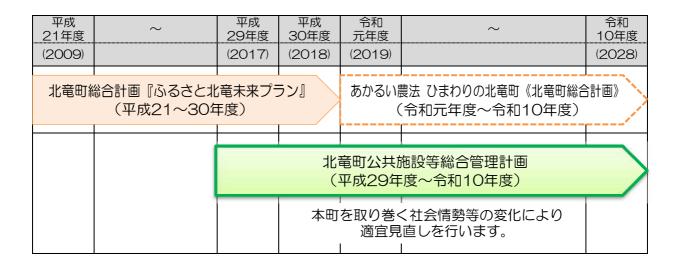
#### ■本町の各種計画と本計画の関係



# 3. 計画の期間

公共施設等の寿命が数十年に及び中長期的な視点が不可欠であることや、本町の最上位計画であり、まちづくりの指針である北竜町総合計画と計画期間の整合性をとる観点から、2017年度(平成29年度)から2028年度(令和10年度)までの12年間として策定します。

策定した計画については、歳入減や歳出増加、制度改正など、本町を取り巻く社会情勢等に変化が生じた場合に適宜見直しを行うこととします。



# 4. 対象施設等

本計画の対象施設は、道路、橋りょう、公園、簡易水道施設、農業集落排水(下水道施設)などのインフラ、公営住宅、小中学校、町民利用施設、庁舎等の公共施設とし、既存施設だけでなく、今後の新設を行う施設も対象とします。

区分	大分類	中分類
	m= = + // ₹ + t= = 0.	集会施設
	町民文化系施設	文化施設
	++ ^ */- <del>*</del> * 7 */- = 0.	公民館
	社会教育系施設	博物館等
		スポーツ施設
	スポーツ・レクリエーション系施設	レクリエーション施設・観光施設
		宿泊施設
	産業系施設	産業系施設
	<b>当</b> 拉勒 <b>芬</b> 亚拉凯	学校
	学校教育系施設	その他教育施設
	子育て支援施設	保育施設
公共施設		高齢福祉施設
	保健・福祉施設	児童福祉施設
		保健施設
		その他社会福祉施設
	医療施設	医療施設
	行政系施設	庁舎等
		消防施設
		その他行政系施設
	公営住宅	公営住宅、特公賃住宅、町有住宅
	公園	公園
	供給処理施設	供給処理施設(ごみ処理施設等)
	その他公共施設	その他公共施設
	道路	道路
	追給 	橋りょう
インフラ		簡易水道施設
	上下水道	農業集落排水施設(下水道)
		個別排水処理施設(浄化槽)

# 第2章 本町を取り巻く現状

# 1.将来人口の見通し

本町の総人口は1980年(昭和55年)以降減少が続いており、北竜町人口ビジョンによる 人口推計では、今後も人口減少が続くことが予測されています。

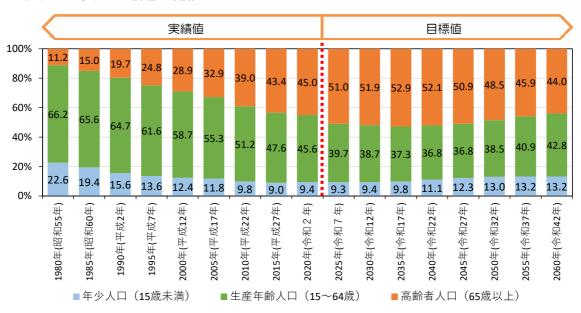
また、人口減少に伴い、今後も少子高齢化が進展すると考えられ、高齢者人口は2025年(令和7年)、高齢化率は2035年(令和17年)にそれぞれピークを迎えると予測されています。

#### ■総人口及び年齢3区分別人口の推移



[出典] 2015年まで: 国勢調査、2020年以降: 北竜町人口ビジョン(目標値)

#### ■年齢3区分別人□割合の推移



[出典] 2015年まで: 国勢調査、2020年以降: 北竜町人口ビジョン(目標値)

# 2. 公共施設の現況

#### (1) 公共施設の保有状況

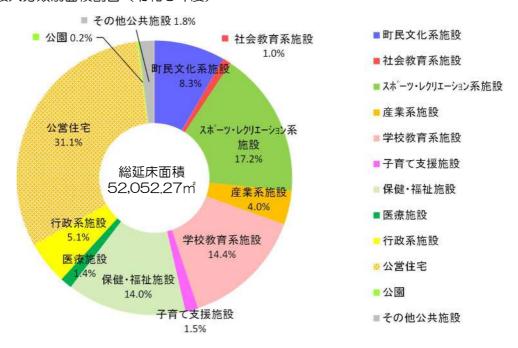
本町が保有している公共施設は、69施設、総延床面積52,052.27㎡です。施設分類別でみると、公営住宅が31.1%で最も床面積が広く、次いで、スポーツ・レクリエーション系施設が17.2%で続いており、合計で全体の48.3%を占めています。

#### ■施設大分類別の公共施設保有状況

		平成28年	<b>手</b> 度		令和3年度			
施設大分類	施設数	延床面積(㎡)	面積 割合 (% )	減価 償却率 (%)	施設数	延床面積 (㎡)	面積 割合 (% )	減価 償却率 (%)
町民文化系施設	11	4,491.72	8.6	75.4	10	4,309.54	8.3	73.5
社会教育系施設	2	531.70	1.0	73.5	2	531.70	1.0	73.4
スポーツ・レクリエ ーション系施設	6	9,259.10	17.8	66.6	6	8.892.67	17.2	53.4
産業系施設	4	2,486.46	4.8	50.8	4	2,105.25	4.0	64.8
学校教育系施設	6	7,497.67	14.4	63.5	6	7,497.67	14.4	74.6
子育て支援施設	1	396.23	0.8	55.3	1	791.98	1.5	5.4
保健•福祉施設	5	7,308.81	14.1	50.0	5	7,308.81	14.0	67.6
医療施設	3	753.68	1.5	71.5	3	753.68	1.4	79.8
行政系施設	6	2,646.54	5.1	60.8	6	2,646.54	5.1	66.8
公営住宅	15	15,524.21	29.9	40.3	15	16,160.18	31.1	45.6
公園	8	96.00	0.2	100.0	8	96.00	0.2	100.0
その他公共施設	3	958.25	1.8	81.9	3	958.25	1.8	95.2
合計	70	51,950.37	100.0	58.7	69	52,052.27	100.0	62.8

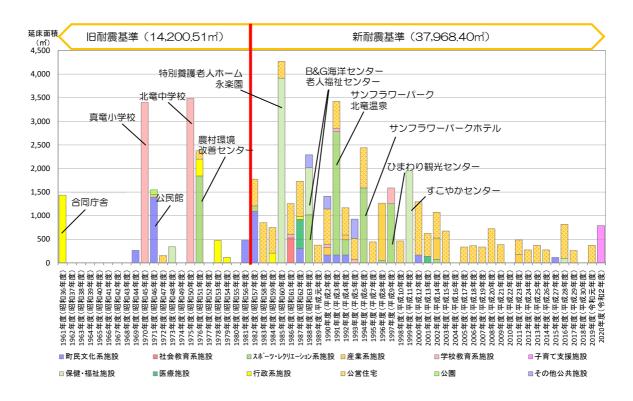
※平成28年度:平成29年2月末現在、令和3年度:令和3年4月末現在

#### ■施設大分類別面積割合(令和3年度)



#### (2) 整備年度別の状況

本町が保有している公共施設のうち、建築年度が最も古いのは、昭和36年度(1961年度)に建設された合同庁舎で、その後、昭和40~50年代に公民館、真竜小学校、北竜中学校、農村環境改善センター等が整備されました。また、昭和60年代に特別養護老人ホーム永楽園、平成3~6年に道の駅サンフラワー北竜の各施設が整備されました。



#### (3) 老朽化状況

令和3年4月末現在、本町が保有している公共施設は建築後40年を経過した施設が27.1% を占める状況にあり、10年後にはその割合が61.9%まで増加します。

#### ■経過年数別延床面積と割合

経過年数	延床面積 (㎡)	割合 (%)
10年未満	3,284.17	6.3
10~19年	4,373.16	8.4
20~29年	12,173.06	23.4
30~39年	18,138.01	34.8
40年以上	14,083.87	27.1
合 計	52,052.27	100.0

※令和3年4月末現在



#### (4) 耐震化の状況

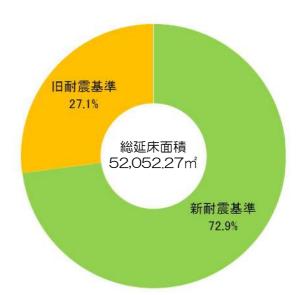
耐震基準別でみると、昭和56年度(1981年度)以前に建築された旧耐震基準の施設は14,200.51㎡で全体の27.1%、昭和57年度(1982年度)以降の新耐震基準で建築された施設は37,968.40㎡で全体の72.9%となっています。

耐震化要否の状況をみると、耐震化不要及び耐震化実施済の建物は合計で92.1%となっています。旧耐震基準の建物のうち、学校などの耐震化が必要とされる建物についてこれまで耐震改修を進めてきましたが、現時点では公民館及び合同庁舎は耐震化未実施となっています。

#### ■耐震基準別延床面積と割合

耐震基準	延床面積 (㎡)	割合 (%)
新耐震基準	37,968.40	72.9
旧耐震基準	14,083.87	27.1
合 計	52,052.27	100.0

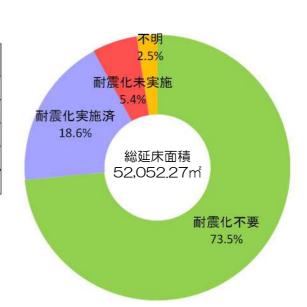
※令和3年4月末現在



#### ■耐震化要否の状況と割合

延床面積 (㎡)	割合 (%)
38,245.53	73.8
9,685.32	18.6
2,827.17	5.4
1,294.25	2.5
52,052.27	100.0
	(m²) 38,245.53 9,685.32 2,827.17 1,294.25

※令和3年4月末現在



# (5)過去に行った対策の実績

本計画策定時から令和3年度改訂版の策定までに実施した主な対策の概要は以下のとおりです。

年度	対策	主な内容
	新設	碧水地域支え合いセンターを新設。
平成28年度	新設	ノンノの森トイレを新設。
	新設	あおい団地公営住宅、なごみ団地公営住宅A棟を新設。
平成29年度	新設	北竜町商業活性化施設・ココワを新設。
平成29年度	新設	なごみ団地公営住宅B棟を新設。
平成29年度~ 平成30年度	大規模改修	サンフラワーパーク北竜温泉(センター棟、温泉棟、ホテル棟、道の駅 トイレ)の大規模改修を実施。
平成30年度	改修	生きがいセンター(体育館)の屋根を葺替え。
平成30平度	改修	食農工房パルムの防水改修を実施。
	改修	碧水高齢者コミュニティセンターの内装・設備を改修。
<b>今和二年度</b>	更新	やわら保育園の新設工事実施。
令和元年度 	除却	和保育所の除却実施。
	新設	桜岡団地公営住宅B棟を新設。
<b>今和</b> 0年度	改修	特別養護老人ホーム永楽園のボイラーを交換。
令和2年度	改修	車両センターの増築工事実施。

# 3. インフラの現況

#### (1) 道路

本町が管理している道路は、町道、自転車歩行者道及び農道の総延長は約212kmとなっています。総延長の内訳をみると、農道が延長約76kmで町道全体の35.8%を占めており、面積でみると、その他の町道が約38万㎡で町道全体の33.1%を占めています。

#### ■道路分類別延長と面積

<u> </u>	総到	長	総面積	
	長さ (m)	割合 (%)	面積(㎡)	割合 (%)
1級町道	26,654.72	12.6	205,068.34	17.9
2級町道	39,179.40	18.5	256,521.21	22.4
その他の町道	70,311.76	33.1	379,734.75	33.1
農道	75,963.00	35.8	305,378.00	26.6
合 計	212,108.88	100.0	1,146,702.30	100.0

※令和3年4月末現在

#### (2) 橋りょう

本町が管理している橋りょうは、全42橋、総面積約4.7千㎡となっています。このうち、構造別の面積をみると、鋼橋が全体の66.8%を占めています。

令和3年4月末現在、建築後50年以上の橋りょうは9.6%ですが、10年後には38.0%に増加します。

#### ■構造別橋りょう数と面積割合

構造	橋りょう 数	面積(㎡)	面積割合(%)
PC橋	16	1,385.07	29.6
RC橋	8	167.37	3.6
鋼橋	18	3,127.04	66.8
合 計	42	4,679.48	100.0

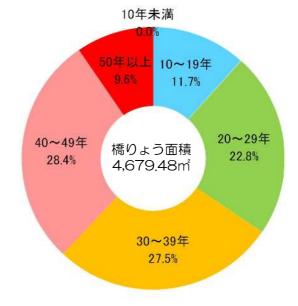
※令和3年4月末現在

#### ■経過年数別の橋りょう面積と割合

<b>₹</b> ∇ \Θ <del>(T. ¥</del> h	<b>五</b> 珪(**_2`)	割合
経過年数	面積(㎡)	(%)
10年未満	0.00	0.0
10~19年	545.70	11.7
20~29年	1,067.55	22.8
30~39年	1,289.15	27.5
40~49年	1,329.11	28.4
50年以上	447.97	9.6
合 計	4,679.48	100.0

※令和3年4月末現在

### ■経過年数別の橋りょう面積と割合(グラフ)



#### (3)簡易水道

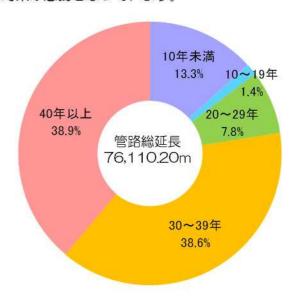
本町は北空知広域水道企業団から水道水の供給を受けており、水道の管路として総延長76,110.20mの配水管が町内に整備されています。令和3年4月末現在の普及率は96.8%で、北海道全体の普及率98.1%(平成31年3月31日現在)と比べてやや低い状況です。

令和3年4月末現在、敷設から40年以上経過している管路は全体の38.9%ですが、10年後には77.5%と大幅に増加するため、管路の老朽化対策が急務となっています。

#### ■経過年数別の管路延長と割合

経過年数	延長(m)	割合 (%)
10年未満	10,131.20	13.3
10~19年	1,065.00	1.4
20~29年	5,938.00	7.8
30~39年	29,414.00	38.6
40年以上	29,562.00	38.9
合計	76,110.20	100.0





#### (4)農業集落排水(下水道)

本町には、農業集落排水施設として和地区に2施設、碧水地区に1施設の合計3施設が整備されています。管路は総延長で約14kmあり、敷設から40年以上経過した管路が全体の48.0%となっています。また、令和3年4月末現在の下水道の普及率は53.7%、接続率は96.7%となっています。

#### ■種類別管路延長と割合

種類	延長(m)	割合 (%)
コンクリート管	1,197.00	8.4
塩ビ管	12,793.00	89.4
推進管	316.00	2.2
合 計	14,306.00	100.0

※令和3年4月末現在

#### ■経過年数別の管路延長と割合

<b>经</b> 语在物	経過年数 延長(m)	割合
正型十数		(%)
10年未満	0.00	0.0
10~19年	0.00	0.0
20~29年	5,345.00	37.3
30~39年	2,096.00	14.7
40年以上	6,865.00	48.0
合計	14,306.00	100.0

※令和3年4月末現在

■経過年数別の管路延長と割合(グラフ)



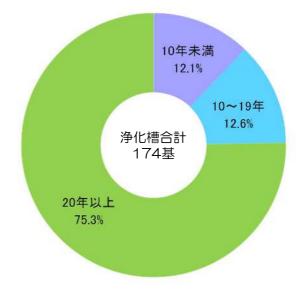
#### (5) 個別排水処理(浄化槽)

本町では、平成7年度から浄化槽の整備を進めており、これまで合計174基が整備されました。このうち、20年以上経過した浄化槽は全体の75.3%となっています。

#### ■経過年数別の浄化槽数と整備費の割合

経過年数	基数	割合 (%)
10年未満	21	12.1
10~19年	22	12.6
20年以上	131	75.3
合計	174	100.0

※令和3年4月末現在



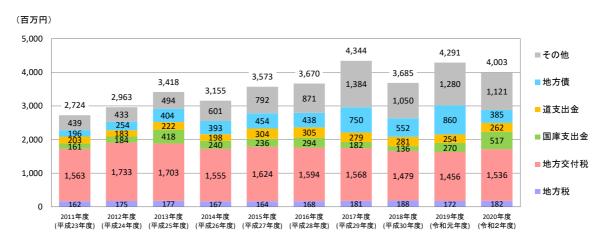
# 4. 財政の現況

#### (1) 歳入

#### ①歳入決算額の推移

本町の歳入総額は、地方交付税や国庫支出金の変動などにより、年によってばらつきがありますが、平成23年度~令和2年度の平均額は35億8,260万円となっています。令和2年度における歳入総額は40億276万円となっており、前年度と比べると6.7%減少しています。

#### ■歳入決算額の推移(一般会計)

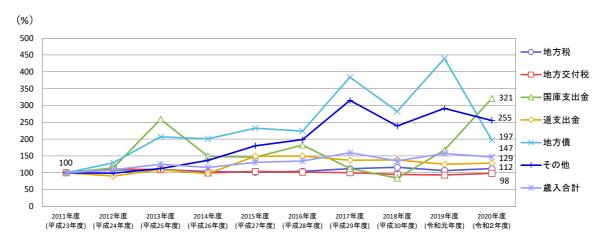


[出典] 北竜町総務課

#### ②歳入費目別伸び率の推移

平成23年度歳入決算額を100とした場合、令和2年度の歳入合計の伸び率は147となっており、費目別でみると国庫支出金が321、その他が255と大きく伸びています。国庫支出金の伸びは新型コロナウイルス感染症対策が要因となっており、その他の伸びはふるさと応援基金への寄附が増加していることが要因となっています。

#### ■歳入費目別伸び率の推移(一般会計)



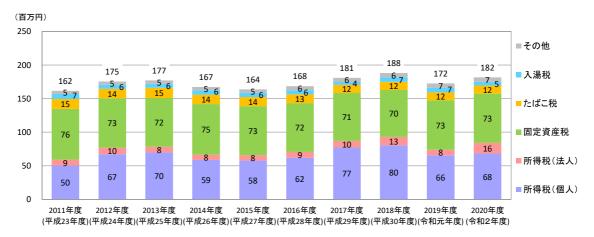
[出典] 北竜町総務課

#### ③地方税内訳の推移

地方税の内訳をみると、固定資産税は72~76百万円で推移しており、全体の40%前後を 占めている状況です。地価の下落や転出等による固定資産の売却等により、平成23年度以降 は減少傾向がみられましたが、令和元年度以降は横ばいに推移しています。

所得税(個人)は平成27年度から増加し、平成30年度は80百万円で全体の約43%を占めている状況となりましたが、令和元年度から減少傾向がみられ、令和2年度は68百万円となっています。

#### ■地方税内訳の推移



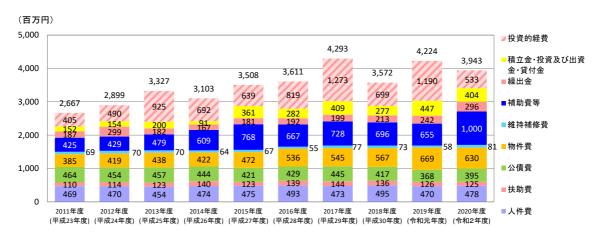
[出典] 北竜町総務課

#### ①歳出決算額の推移

本町の歳出総額は平成23年度からおおむね増加し、平成29年度は42億9,343万円となりましたが、平成30年度以降は減少傾向がみられ令和2年度の歳出総額は39億4,284万円となっています。

令和2年度の義務的経費(人件費、扶助費及び公債費の合計)は9億9,807万円で歳出総額の25.3%となっています。

#### ■歳出決算額の推移(一般会計/性質別)



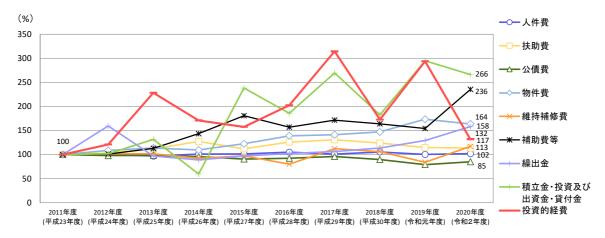
[出典] 北竜町総務課

#### ②歳出費目別伸び率の推移

平成23年度歳出決算額を100とした場合の各費目別の伸び率をみると、人件費はほぼ横ばい、公債費は減少傾向にある一方、積立金・投資及び出資金・貸付金や補助費等は増加傾向で推移している状況です。

公共施設の建設・修繕等により投資的経費は年度により大きく変動しており、商業施設及び保育施設の建設により平成29年度及び令和元年度は伸び率が高くなっています。

#### ■歳出費目別伸び率の推移(一般会計/性質別)



[出典] 北竜町総務課

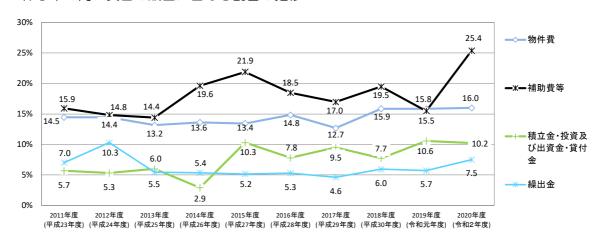
#### ③伸び率の高い費目の歳出に占める割合の推移

平成23年度比で令和2年度の伸び率が150以上となっている費目(物件費、補助費等、積立金・投資及び出資金・貸付金、繰出金)の歳出に占める割合をみると、補助費等が高い状況が続いています。

物件費は平成23年度から緩やかな増加傾向がみられ、補助費等は令和元年度に15.8%まで下がりましたが、令和2年度は25.4%となり過去10年間で最も多くなっています。

積立金・投資及び出資金・貸付金は平成27年度から10%前後で推移しており、繰出金は平成29年度4.6%から増加傾向がみられる状況です。

#### ■伸び率の高い費目の歳出に占める割合の推移



[出典] 北竜町総務課

#### ④投資的経費と維持補修費の推移

投資的経費及び維持補修費の合計額は年度によって増減がありますが、平成23年度~令和 2年度の平均で8億3,507万円となっています。

投資的経費及び維持補修費の合計額を歳出総額に占める割合でみると、平成23年度~令和 2年度の平均で23.4%となっており、歳出への影響は非常に大きくなっています。

#### ■投資的経費と維持補修費の推移



[出典] 北竜町総務課

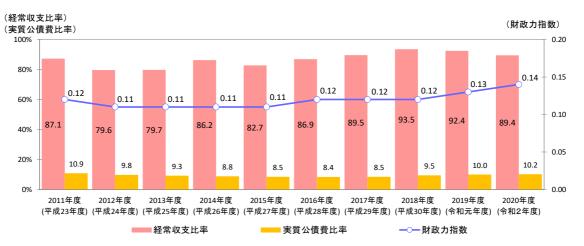
#### (3) 財政指標

財政の弾力性を示す経常収支比率は平成24年度の79.6%から増加傾向がみられましたが、 令和元年度から減少に転じ、令和2年度は89.4%となっています。

公債費に準ずる経費による財政への負担度合いを示す実質公債費比率は、地方債の発行に国の許可が必要となる18%を大きく下回って推移しており、令和2年度は10.2%となっています。

財政力を示す指標として用いられる財政力指数は、平成27年度までは減少から横ばいに推移していましたが、平成28年度から増加傾向がみられ、令和2年度は0.14となっています。

#### ■財政指標の推移



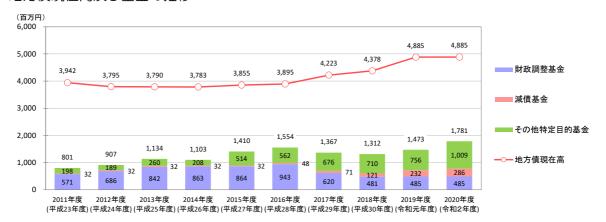
[出典] 北竜町総務課

#### (4) 地方債現在高及び基金

地方債現在高は平成26年度の37億8,320万円から増加しており、令和2年度は48億8,547万円となっています。

基金合計額は平成28年度から減少していましたが、令和元年度から増加に転じ、令和2年度は17億8,115万円となっています。令和2年度の基金の内訳をみると、財政の健全運営に向けた基金である財政調整基金が27.3%、その他特定目的基金は56.7%となっています。

#### ■地方債現在高及び基金の推移



[出典] 北竜町総務課

# 5. 公共施設等の将来の見通し

#### (1) 自然体推計

現在管理しているすべての公共施設を維持すると仮定した場合、今後40年間に掛かる将来費用の総額は約518.0億円、年平均では約13.0億円/年と推計されます。

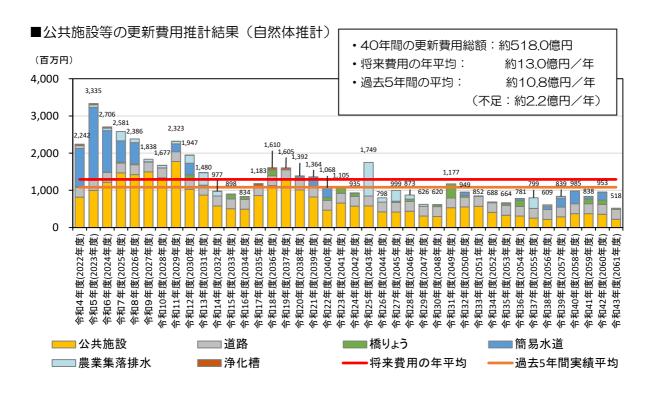
過去5年間の実績は年あたりの平均額で約10.8億円であるため、年平均で約2.2億円不足する 見込みとなり、掛かる費用の約16.9%の縮減が必要になります。

また、今後10年間では、令和5年度(2023年度)に費用のピークを迎えることが予測されるため、公共施設及び簡易水道施設の更新及び新設に掛かる費用の縮減と平準化が必要になると考えられます。

#### ■自然体推計の主な前提条件

	対象費用	建て替え・更新時期
公共施設	・町有公共施設の大規模改修及び建て替え費用	<ul><li>・木造/30年、</li><li>・軽量鉄骨造/30年</li><li>・鉄骨造/40年</li><li>・鉄筋コンクリート造/50年</li></ul>
道路	• 町道、自転車歩行者道農道の舗装部更新費用	• 更新/15年
橋りょう	・橋りょうの更新費用	• 更新 / 60年
簡易水道(建築物)	・建築物の大規模改修及び建て替え費用	• 建て替え/70年
簡易水道(管路)	・管路の更新費用	• 更新 / 40年
農業集落排水(建築 物)	・建築物の大規模改修及び更新費用	・建て替え/70年
農業集落排水(管路)	・管路の更新費用	・更新/50年
個別排水処理(浄化 槽)	・浄化槽の改修及び更新費用	• 改修/20年、更新/40年

※計算に用いる単価は公共施設等更新費用試算ソフト(総務省提供)の初期値を用いることとします。



#### (2) 長寿命化推計

現在管理している公共施設の更新対象を絞り込むとともに、公共施設の再編構想やインフラ関連の長寿命化計画を考慮して将来費用を算出したところ、今後40年間に掛かる総額は約309.5億円(約208.5億円縮減)、年平均では約7.7億円/年(約5.3億円/年縮減)と推計されます。

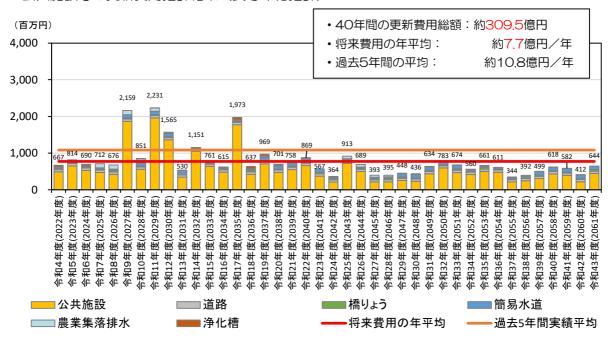
将来費用の年平均は過去5年間の実績平均額の約12.8億円を下回っていますが、今後10年間では、令和11年度(2029年度)に費用のピークを迎えることが予測されるため、公共施設の更新及び新設時期の平準化が必要になると考えられます。

#### ■長寿命化推計の主な前提条件

種別	対象費用	建て替え・更新時期
公共施設	・町有公共施設の大規模改修、建て替え及び維持管理費用 ※公共施設の再編及びひまわりの里に係る構想の概算事業費を含む	<ul><li>・木造/40年、</li><li>・軽量鉄骨造/40年</li><li>・鉄骨造/60年</li><li>・鉄筋コンクリート造/60年</li></ul>
道路	• 主要幹線町道	• 更新/15年
橋りょう	<ul><li>橋りょうの更新費用</li></ul>	<ul><li>・更新/100年</li><li>・修繕費用は過去5年間の 実績</li></ul>
簡易水道(建築物)	・建築物の大規模改修及び建て替え費用	・北竜町簡易水道事業アセ
簡易水道(管路)	・ 管路の更新費用	ットマネジメントの財政 収支見通しより算定
農業集落排水(建築 物)	・建築物の大規模改修及び更新費用	<ul><li>北竜町農業集落排水施設 最適整備構想の機能保全</li></ul>
農業集落排水(管路)	・ 管路の更新費用	計画より算定
個別排水処理(浄化 槽)	・浄化槽の改修及び更新費用	• 改修/20年、更新/40年

※計算に用いる単価は公共施設等更新費用試算ソフト(総務省提供)の初期値を用いることとします。

#### ■公共施設等の更新費用推計結果(長寿命化推計)



# 6. 現状や課題に関する基本認識

#### (1)人口減少の進展

人口ビジョンや総合計画に掲げる諸施策により、人口減少の抑制を図ることは引き続き必要です。しかしながら、現状及び当面の将来、さらには諸施策が効果を発揮し得なかった場合において、人口減少を現実として受け入れなければなりません。人口減少対策としての諸施策に工夫を凝らし、その成果に期待しつつも、厳しい将来予測が現実化する事態も想定することが必要です。

#### (2)施設の老朽化

建物系の公共施設は築30年を経過した建物が全体の61.9%もあり、近い将来にこれらは大規模改修の時期を迎えます。

一方で社会情勢の変化に伴い建物系施設に求められる役割も変化しており、こうした需要の 変化に適応していくことも求められます。

またインフラ施設については、円滑な都市機能を支えるため安全かつ恒久的な整備が必須です。しかしながらその更新等に要する費用は非常に大きなものとなることが予想されるため、 どれだけコストを削減できるのかが重要な課題となっており、適切な計画に基づく効率的な維持管理が求められます。

#### (3) 今後予想される厳しい財政状況

社会保障関係経費の増加や生産年齢人口の減少に伴い、これまで以上に厳しい財政状況が予想されます。

この状況に対応していくためには、公共施設の長寿命化を推進し、財政負担の軽減と平準化を図るとともに、既存の公共施設の有効活用や新規整備の抑制、統合(集約、複合化、転用)・ 廃止等による総量の最適化に取り組むことが必要です。

さらに、維持管理方法の見直しや指定管理者制度をはじめとする民間活力の導入によるライフサイクルコストの縮減と併せ、既存事業の見直し、使用料の適正化による財源の確保等を推進していくことも求められます。

#### (4) 地球温暖化対策の推進

令和2年に政府は2050年までにカーボンニュートラルの達成を目指すことを宣言するなど、 国内外で温暖化防止や脱炭素化を推進する動きが加速しています。

一般に建設費が高く耐用年数が長い公共施設の脱炭素化を効率的に推進するためには、改修 や修繕の時機に合わせて再生可能エネルギー設備の導入や省エネルギー化に取り組むことが必要となります。

また、公共施設の維持管理ランニングコストの低減やレジリエンス化を図るなど持続可能性 を高める取組が求められます。

# 第3章 公共施設マネジメント基本方針

# 1. 公共施設等のマネジメントに関する基本的な考え方

公共施設等は町民の大切な財産であり、その財産を守るためには、施設を計画的に維持管理するとともに、将来にわたって町民の理解が得られるサービス水準を確保する必要があります。

しかしながら、今後想定される厳しい財政状況の中で、公共施設等に投資できる限られた予算を 適切に執行するためには、町民ニーズの量や質の変化を適切に捉え、総合的で効率的・効果的な施 設運営が求められます。

これらを踏まえ、本町では、公共施設マネジメントの基本点な考え方である「量」と「質」及び「コスト」の視点から公共施設を見直し、持続可能な町民サービスの提供を図ります。

計画の3つの視点:「量の見直し」「質の見直し」「コストの見直し」

量

• 社会経済情勢や需要の変化に見合う施設の供給のあり方や量の見直し

質

・施設の安全性、快適性、利便性の確保と柔軟なサービス形態

コスト

・施設の維持管理、更新に係るコストの削減

#### (1)「量」に関する基本的な考え方

本町の人口は、年々減少傾向にあります。こうした人口減少社会の到来も一つの要因となり、 将来の財政の見通しは厳しい状況にあるといえます。

今後は、限られた財源の中で、公共施設の有効活用とともに町民ニーズにあったサービスの 提供を行う必要があります。その際、今後の人口動向や地域の状況、将来の町民ニーズに配慮 するなど、社会経済情勢や需要の変化に見合う公共施設の供給量や適正な施設配置等を検討し ていきます。

#### (2)「質」に関する基本的な考え方

本町が保有する公共施設のうち、築30年以上経過した施設は、全体延床面積の61.9%を占めています。耐用年数が経過したからといって直ちに施設の使用ができなくなるものではないものの、今後老朽化の進行により、大規模改修及び建て替えの時期が集中することが想定されます。

安心・安全で魅力あるサービスを提供できる公共施設を次世代へ引き継いでいくため、施設の健全維持を図り、できるだけ施設を長く使用するとともに、提供サービスのレベルが低下しないよう、時代の変化に応じた改修を推進します。

また、民間企業等が持つノウハウの積極的な活用を図るため、指定管理者制度、PPP/PFI等の活用体制を検討します。

#### (3)「コスト」に関する基本的な考え方

本町の財政の見通しは今後も厳しい状況にあるといえるため、公共施設の整備や大規模改修 及び管理運営等については、ライフサイクルコストを考慮し、経済的な整備手法や効率的な管 理運営等を検討する必要があります。

今後は、限られた財源の中で、日常の維持管理費や管理運営費、さらには将来の更新や大規模改修等に係る費用を確保していくため、効率的・効果的な施設整備・運営実現のための新たな取組や工夫を進めていきます。

# 2. 公共施設等のマネジメント方針

#### (1) 点検・診断等の基本方針

#### ①点検・保守

建物は、数多くの部品・部材や設備機器など様々な素材が組み合わされて構成され、それぞれの目的と機能を持っています。それらの部材、設備機器は、使い方や環境及び経年変化から生じる汚れ、損傷、老朽化の進行に伴い本来の機能を低下させていきます。

日常管理では、建物を維持管理するための日常の点検・保守によって、建物の劣化及び機能 低下を防ぎ、建物をいつまでも美しく使っていくための総合的な管理運営や実際の点検・保守・ 整備などの業務を行います。

#### ■参考:建築の主な点検項目

点検場所	小項目	チェックポイント及び点検方法等
	基礎	・周辺地盤と比較して沈下又は隆起、亀裂その他損傷はないか。【目視】
	木造	・建築物の傾斜又は変形がないか。【目視】 ・土台に著しい腐朽、変形等がないか。【目視】 ・基礎との緊結部にゆるみ、変形、傾斜がないか。【目視】 ・木造の外部に面する柱、はり等の木部分に著しい腐朽、蟻害、変形等がないか。【目視】
	鉄骨造	・建築物の傾斜又は変形がないか。【目視】 ・鉄骨造の鉄骨等にさび等の腐食がないか。【目視】
		・建築物の傾斜又は変形がないか。【目視】 ・鉄筋コンクリート造等のコンクリート部分に白華、さび、亀裂、剥落、欠 損等はみられないか。【目視】
建物外部	外壁	<ul> <li>・外壁仕上げ材(タイル、モルタル、石等)に亀裂や浮き等の劣化及び剥落のおそれはないか。【目視】【触手】[打診]</li> <li>・吹付けなどの塗装仕上げ材にチョーキング、浮き、剥落がないか。【目視】</li> <li>・目地などのシーリング材の亀裂等の劣化はないか。【目視】</li> <li>・金属パネル仕上げ(鋼材、アルミニウム製、ステンレス製等)において、変色、退色、膨れ、はがれ、腐食等がないか。【目視】</li> </ul>
	屋根	<ul> <li>・防水層、モルタル等の保護層に著しい浮きや亀裂等の損傷がないか。【目視】</li> <li>・屋根ふき材(金属製又は瓦等)下地材及び緊結金物に変形、乱れ、割れ、腐食等がないか。【目視】</li> <li>・屋根及び伸縮目地材部に土砂が堆積、又は雑草が繁茂し防水、排水の機能を損なうおそれはないか。【目視】</li> <li>・排水不良による水溜まりができていないか。【目視】</li> <li>・ルーフドレン排水口が閉塞していないか。【目視】</li> <li>・パラペットに浮き、亀裂、損傷、白華、腐食、漏水痕等がないか。【目視】</li> </ul>
	外部階段	・手すりその他に著しい腐食や変形、ぐらつきはないか。【目視】[触手]

点検場所	小項目	チェックポイント及び点検方法等
	天井、内壁	<ul><li>・天井等の仕上げ材の著しいずれ等がないか。【目視】</li><li>・天井材、内壁、仕上げ材(コンクリート、モルタル等)にあばれ、亀裂、浮き、剥離がないか。【目視】【触手】</li><li>・天井材、内壁仕上げ材等に漏水の痕跡はないか。【目視】</li><li>・点検口本体及び枠にずれ、変形、腐食等がないか。【目視】</li></ul>
	床	<ul> <li>・配管、ダクト等床貫通部分ですきま等があいていないか。【目視】</li> <li>・床仕上げ材の欠損、剥離、浮きなどで歩行等に支障がないか。【目視】</li> <li>・床仕上げ材の摩耗等により滑りやすくなっていないか。【目視】【歩行確認】</li> <li>・床から建物内機器や外部を通行する車両等による振動等が発生していないか。【聴診】</li> <li>・歩行時等に床に著しいぐらつきがないか。【歩行確認】</li> <li>・床点検口に著しいぐらつきや開閉に不具合はないか。【歩行確認】【作動確認】</li> <li>・手すりに著しい腐食や変形、ぐらつきはないか。【目視】[触手]</li> </ul>
建物内	照明器具等	<ul> <li>・照明器具の入切りの作動及び点灯は正常か。【目視】【作動確認】</li> <li>・照明器具類及び支持金物等に損傷、変形、腐食はないか。【目視】</li> <li>・照明器具類から異音や異臭はないか。【聴診】【臭気】</li> <li>・蛍光管等に球切れ、ちらつきがないか。【目視】</li> <li>・非常用照明が点灯するか。【作動確認】(専門的技術を必要とするため、法令に基づく定期点検等の結果をもって支障がない状態を確認する。)</li> </ul>
	窓	<ul> <li>スチール製又は木製のサッシに著しい腐食がないか。【目視】</li> <li>・引き違い形式建具の外れ止めストッパーが掛けられているか。【作動確認】</li> <li>・窓の開閉時に著しいがたつき、異音等がないか。【作動確認】【聴診】</li> <li>・窓の施錠又は解錠に不具合はないか。【作動確認】</li> <li>・窓ガラスに亀裂その他の損傷がないか、又は網入りガラスの場合、鉄線のさび等はないか。</li> <li>・窓の枠やシーリング材等に腐食、亀裂、硬化などの劣化がないか。【目視】</li> <li>・窓の下部に雨水の浸入や結露水が室内にあふれた等の痕跡がないか。【目視】</li> </ul>
	ドア	<ul> <li>ドアの開閉時に著しいがたつき、異音等がないか。【作動確認】【聴診】</li> <li>ドアの施錠又は解錠に不具合がないか。【作動確認】</li> <li>ドアの枠やシーリング材等に腐食、亀裂、硬化などの劣化がないか。【目視】</li> <li>ドア、取手、錠、取り付け金具(蝶番、ヒンジ、ドアクローザー等)等に著しい亀裂その他の損傷、変形、腐食、ねじのゆるみがないか。【目視】【触手】</li> <li>外部に面するドアで、降雨後雨水の浸入又はその痕跡がないか。【目視】</li> </ul>

[出典]建築物点検マニュアル[国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課保全指導室]より抜粋・編集。 ※【】内は主たる確認方法、[]内は安全上及び業務上著しい支障がない範囲で行う確認方法。

#### ②施設の診断

#### 1)診断の実施方針

現況把握のための施設診断では、施設の安全性、耐久性、不具合性及び適法性が最低限必要な診断項目となります。

本町で必要とする品質・性能が把握できる評価項目について、簡易な診断を実施します。 耐震診断、劣化診断、衛生・空気質診断など既往の診断があるものはそのデータを利用します。

診断は、経年的な施設の状況を把握するため、定期的に行うことが望ましく、その記録を集積・蓄積して計画的な保全に活用します。

#### 2) 施設の長寿命化と施設診断

施設の長寿命化を図るには、前記の診断項目に加えて、快適性、環境負荷性、社会性など 種々の性能が要求されます。

次表から、本町に必要な評価項目を選択し、公共施設の主要な全施設について、施設ごとに評価を行い施設の課題と優先度を判断します。

#### ■参考:公共施設診断の対象となる評価項目

記号	評価項目	評価内容
a.	安全性	・敷地安全性(耐災害)、建物耐震・耐風・耐雪・耐雨・耐落雷安全性、防 火安全性、事故防止性、防犯性、空気質・水質安全性
b.	耐久性	・建物部位(構造・外装など)の耐久性・劣化状況
C.	不具合性	・施設各部位(構造・仕上げ・付帯設備・建築設備)の不具合性
d.	快適性	• 施設快適性(室内環境・設備)、立地利便性
e.	環境負荷性	・施設の環境負荷性(省エネ、有害物質除去など)
f.	社会性	<ul><li>地域のまちづくりとの調和、ユニバーサルデザイン(バリアフリー化)</li></ul>
g.	耐用性	・経過年数と耐用年数、変化に対する追随性、計画的な保全・大規模改修
h.	保全性	・維持容易性、運営容易性、定期検査の履行
i.	適法性	• 建築法規、消防法、条例
j.	情報管理の妥当性	• 情報収集、情報管理、情報利活用
k.	体制・組織の妥当性	・統括管理体制、管理体制、トップマネジメントへの直属性
1.	顧客満足度	• 顧客満足度、職員満足度
m.	施設充足率	・地域別施設数量の適正性、用途別施設数量適正性、余剰スペース
n.	供給水準の適正性	・供給数量適正性(敷地面積、建物面積など)
O.	施設利用度	• 施設利用率、空室率
p.	点検・保守・改修コスト の適正性	・点検・保守費、清掃費、警備費、改修費・大規模改修費、更新費
a.	運用コストの適正性・平 準化	• 運用費、水道光熱費
r.	ライフサイクルコストの 適正性	・ライフサイクルコスト

[出典] FM評価手法・JFMES13マニュアル(試行版)より構成

#### (2)維持管理・修繕・更新等の基本方針

#### ①維持管理・修繕の実施方針

建物を使用するには、設備機器の運転や清掃、警備保安が必要です。その中でも機器の運転は、日常の点検、注油、消耗品の交換、調整が欠かせません。

修繕や小規模改修に対しては、公共団体と管理会社が役割の分担を決めて速やかな対応ができる体制を構築します。

また、清掃は建物の環境を常に衛生的な状態に維持し、快適性を高め、また建物の劣化を防止するために重要です。

維持管理及び修繕を自主的に管理し、計画的・効率的に行うことによって、維持管理費・修繕費を平準化し、建物に掛かるトータルコストを縮減することをめざします。

#### ②更新・改修の実施方針

計画的な保全では、不具合が発生したその都度対応する事後保全ではなく、実行計画を策定し実施していくことが重要です。

建物を更新することなく長期にわたって有効に活用するためには、建物の基本性能を、利用目的に合致した最適な状態に維持あるいは向上することが必要となります。そのため、インフィル(建物の間取りや内装、設備等)を適切なタイミングで簡易に診断し、計画的に保全していくことが不可欠となります

更新する場合は、まちづくりとの整合性を保ち、公共施設のコンパクト化や効率化の観点からも土地や建物について単独更新以外の統合や複合化についての検討を行います。

#### (3) 安全確保の基本方針

公共施設における安全確保は、利用者の安全の確保と資産や情報の保全を目的とした要件です。また、万一の事故・事件・災害に遭遇したときに、損害を最小限にとどめ、俊敏に復旧体制を整えるために平時から備えることは、施設管理者にとって最も重要なことです。

高い危険性が認められる項目としては、敷地安全性、建物安全性、火災安全性、生活環境安全性が挙げられ、この中から高度な危険性が認められる項目を絞り込み評価します。また、危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施します。

#### (4) 耐震化の基本方針

耐震改修と耐震補強の状況、及び主要な建築物の耐震改修対象建築物について、必要に応じ順次耐震補強工事等を実施しており、特に利用率、効用等の高い施設については、重点的に対応することとしています。

その際に、構造部分の耐震性のほか、非構造部分の安全性(耐震性)についても検討を行い、 施設利用者の安全性の確保及び災害時を想定した十分な検討に努めます。

また、今後耐震化を進める必要のあるインフラ施設として簡易水道の管路があります。今後の敷設替えの際には費用面を考慮しながら、耐震適合性のある管の採用を順次進めていきます。

#### (5) 長寿命化の基本方針

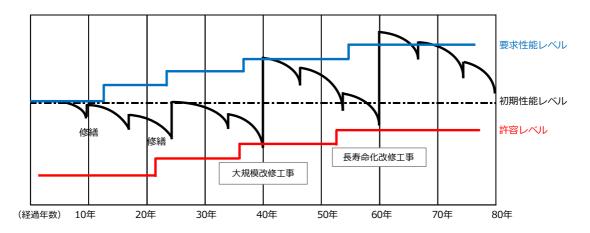
次図は、施設のライフサイクルにおける経過年数と機能・性能の関係を示したものです。

建設から40年くらいまでは、小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能を初期性能あるいは許容できるレベル以上に保つことができますが、建設後40年程度経過すると点検・保守による修繕・小規模改修工事では、性能・機能が許容できるレベルを維持できなくなり、大規模改修工事が必要となります。

要求性能レベルは通常時間が経つにつれて上昇するため、要求性能レベルの変化を視野に入れた改修工事が望まれます。さらに施設の寿命を例えば80年まで延ばすには長寿命改修工事が必要となります。

本町の公共施設では、建て替え周期は法定耐用年数を経た時点で診断を行い、さらに使用が可能であれば必要に応じて改修工事を行って長期使用し、コストを削減することを検討します。

#### ■長寿命化における経過年数と機能・性能(イメージ)



施設のライフサイクルにおける経過年数と機能・性能の関係を示したものです。建設から40年くらいまでは小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能を初期性能あるいは許容レベル以上に保つことができます。

しかし、建設後40年程度経過すると点検・保守による修繕・小規模改修工事では、性能・機能が許容できる レベルを維持できなくなり、大規模改修工事が必要となります。

要求性能レベルは通常時間が経つにつれて上昇するため、要求性能レベルの変化を視野に入れた改修工事が望まれます。

#### (6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

公共施設等の長寿命化に加え、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすい町有施設の実現を目指して、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」(平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定)における考え方等を踏まえ、公共施設等の計画的な改修等によるユニバーサルデザイン化の推進を図ります。

#### (7) 地球温暖化対策の推進方針

地球温暖化対策を推進するため、継続的に施設のエネルギー消費量や温室効果ガスの排出量を把握します。また、省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入を進めることによってエネルギーコストの削減や地域経済活動の活性化が期待されることから、温室効果ガスの排出量を削減する方策を可能な限り推進します。

#### (8)施設統廃合の推進方針

「新しく造ること」から「賢く使うこと」を基本認識として、公共施設等の点検や劣化診断を計画的・効率的に行うことにより、維持管理費・修繕費を平準化し、建物に掛かるトータルコストの縮減を図っていきます。

施設を更新する場合は、長期使用の可能性を検討するとともに、まちづくりとの整合性を保 ち、公共施設のコンパクト化や効率性の観点から、施設の統合や複合化について検討を行いま す。

施設総量の削減、安全・安心の観点等からも、長く利用されていない施設で修繕不可能な施設については取壊しを検討し、取壊しに際しては、優先順位をつけて順次事業を実施し、事業

費の削減、平準化を図るようにします。また、危険性の高い施設や老朽化等により供用廃止(用 途廃止、施設廃止)を必要とする施設を見い出します。

公共施設の統廃合の推進にあたっては、単純な面積縮減とすることなく、行政サービスとして必要な水準や機能や、町民にとっての利便性に配慮しながら検討を行っていきます。

#### ■診断結果と取組の方向性

診断結果	取組の方向性		
沙凼市大	施設面	ソフト面(検討項目)	
	・長期修繕計画の策定	・効果的かつ効率的な運用を検討	
継続使用	・計画保全の考えに基づき計画的な維持修繕実 施	・それに伴う改善策を検討	
改善使用	<ul><li>・長期修繕計画の策定</li><li>・計画保全の考えに基づき計画的な維持修繕実施</li><li>・建て替え更新時の規模縮小の検討</li><li>・他用途との複合化など、施設の有効活用の検討</li><li>・PPP/PFIの活用等による用途変更</li></ul>	<ul><li>・利用者増加など、利用状況改善に向けた 改革等を検討</li><li>・利用者ニーズを踏まえ、提供するサービ スの充実や取捨選択を検討</li><li>・運用の合理化を検討</li></ul>	
用途廃止	・空いた施設の利活用(多用途への変更、民間 への貸与等)の検討	・用途廃止の代わりに、類似民間施設へ の移転(サービス転化)等を検討	
施設廃止	• 施設廃止後は、建物解体の検討	・類似施設への統合を検討 ・他施設との複合化を検討	
	・施設廃止に伴う跡地は売却の検討	・用途廃止の代わりに、類似民間施設へ の移転(サービス転化)等を検討	

#### (9)総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

総合的かつ計画的な管理を実現するため、公共施設等に関する情報を全庁的に一元管理していきます。公共施設等に関する情報は、公会計管理台帳とも連携させ、地方公会計制度の財務諸表や財産に関する調書とも整合性を図ることで、一貫した資産データに基づくマネジメントを進めていきます。

また、厳しい財政状況下で、人口減少・少子高齢化が進展する将来を見据えると、インフラの大部分を管理する地方公共団体が単独で維持管理・更新等を的確に進めていくことは困難を伴うことが予想されます。

公共施設等マネジメントの実施業務では、技術的な検証を必要とされる業務が多くあると捉え、専門的技術力を持ったサービス提供者とパートナーシップを構築していく必要があります。 今後、将来にわたりインフラの維持管理・更新等を持続的に実施可能な体制を構築するため、 技術力を有する職員を継続的に養成するとともに、専門的技術力を持つサービス提供者を含め た体制を構築していきます。

# 3. 保有する財産の活用や処分に関する基本方針

廃止した施設は、民間等への売却・貸付などを進めることとし、それらが見込めない場合は、老 朽化による破損等によって周辺環境や治安に悪影響を及ぼさないよう配慮します。

また、用途廃止していないものの遊休状態が長く続き利用する見込みがない、利用率が低下しているなどの建築物についても、その機能を既存施設に集約するなどして放置することなく用途廃止を進め、上記と同様の措置を講じるものとします。

# 第4章 施設類型別のマネジメント方針

# 1. 公共施設のマネジメント方針

#### (1) 町民文化系施設

#### ①現状と課題

施設名称	現況及び課題
各地区コミュニティセンター (碧水地区、板谷地区、岩村地区、和地区、西川地区、三谷地区)	<ul> <li>・町内会、営農組合長会議等で活用されている集会施設です。</li> <li>・平成27年度に新設された三谷地区コミュニティセンターを除き、経年 劣化が進んできており、都度小修繕を行いながら施設を活用しています。</li> <li>・令和元年度に碧水高齢者コミュニティセンターは内装改修を実施し、備 品の更新も実施しました。</li> </ul>
碧水生きがいセンター	<ul><li>・旧小学校跡地を活用し、地域の集会施設及び体育館施設として活用している施設です。</li><li>・バリアフリー化の一環として玄関にスロープを設置しました。</li></ul>
美葉牛研修センター	・昭和51年度建設の旧耐震基準の建物です。平成26年に耐震改修工事を実施し、新耐震基準に準ずる耐震性を有していますが、経年劣化が進んでいるため、必要に応じて小修繕を行いながら活用しています。
ひまわり青年会館	・昭和44年度に建設された旧耐震基準の建物で、現在はそばクラブや町内会が主に利用しています。建物の老朽化が非常に進んでいるため、今後の維持管理方針の検討が課題となっています。
公民館	<ul><li>・昭和46年度に建設された旧耐震基準の建物で老朽化が進んでいます。</li><li>・耐震診断の結果、建物に耐震化が必要とされていますが、耐震補強工事はまだ実施できていません。</li></ul>

- ○施設の劣化状況に応じて、長期的な視点で優先度をつけて改修を行います。
- 〇コミュニティセンター等の集会施設は現状機能を維持し、建物の修繕を行いながら個別施設計画に示す目標使用年数まで継続的に利用することを基本とします。目標使用年数を超えての利用については、建物の劣化状況や利用状況、地域住民の意向等から総合的に判断し、施設利用の継続可否を判断します。
- 〇町内会の合併により岩村地区コミュニティセンターは地域での活用がなくなることになったため、売却するか除却を行うかの判断を令和4年度中に行います。
- ○公民館は建設から50年を経過しており者朽化が非常に進んでいる状況にあります。また、 旧耐震基準で建設され耐震化が必要な建物であることから、図書館や郷土資料館等を含めた 施設の建て替え・再編を推進します。施設の再編にあたっては、他施設との複合化・集約化 を視野に入れて検討を進めます。
- 〇ひまわり青年会館は建物の老朽化が進んでいることから、公民館等の施設再編において機 能複合化を行う方向で検討を行います。

#### (2) 社会教育系施設

#### ①現状と課題

施設名称	現況及び課題
図書館、郷土資料館	・建設から30年が経過し、建物の老朽化が進んでいます。 ・郷土資料館は、入館利用者数が少ない状況にあり、必要最低限の維持管 理のみ行っている状況です。

#### ②管理の基本方針

- ○施設の劣化状況に応じて、長期的な視点で優先度をつけて改修を行います。
- 〇公民館の建て替え・再編時には、図書館、郷土資料館の機能複合化を視野に入れた検討を行います。

# (3)スポーツ・レクリエーション系施設

#### ①現状と課題

施設名称	現況及び課題
農村環境改善センター	<ul> <li>・昭和50年度建設の旧耐震基準の建物ですが、平成25年に耐震大規模改修工事を実施し、新耐震基準に準ずる耐震性を有しています。</li> <li>・耐震大規模改修時に機能面での強化を行っており、断熱性の向上及び体育館照明のLED化を行っています。</li> <li>・体育館床の老朽化が進んでいたため、平成28年度より部分的に改修を行っているほか令和4年度には体育館床の張り替えを行う予定です。</li> </ul>
B&G海洋センター	・建設から約30年が経過し、老朽化が進んできたため、事務所・脱衣棟は設備の改修を実施しました。 ・プール本体の老朽化が非常に進んでいるため、ろ過器及び給排水設備の 更新が必要な状況です。
ひまわりの里	<ul> <li>・23haの公園敷地に約200万本のひまわりが咲く観光拠点で、指定管理方式により管理されています。</li> <li>・観光地としての期間を延ばすことをめざして、平成26年度からノンノの森の整備が進められています。</li> <li>・公園内の建物としてはひまわり観光センター及びトイレが整備されていますが、老朽化が進んできており、外壁等の修繕が必要な状況にあります。</li> <li>・平成28年に観光客の利便を考え、圃場内にトイレを建設しました。</li> </ul>
ひまわりパークゴルフ場	<ul> <li>・平成18年度にオープンしたIPGA公認のパークゴルフ場です。</li> <li>・芝を良好な状態で維持するため、令和3年度に散水用水道管の施工を実施しました。また、令和4年度には散水用水道管の埋設を行うとともに、1ホールの追加整備を行う予定です。</li> <li>・建物としては管理棟及び休憩棟があり、いずれも必要に応じて修繕を行っており、大きな課題はありません。</li> </ul>
町営野球場	<ul><li>・ナイター設備のある野球場で、主に野球少年団及び中学校野球部により利用されていますが、町外からの利用もあります。</li><li>・定期的に土入を行い、野球場の状態を維持しています。</li><li>・全体的に老朽化が進んできているため、必要に応じて設備の修繕を進めており、今後、照明設備の改修を行う予定です。</li></ul>
町営スキー場	<ul><li>・昭和43年度に開設した町民による手作りのスキー場で、休憩所(ロッジ)、ロープリフト及びリフト小屋が整備されています。</li><li>・施設及び設備の老朽化が進んでおり、令和3年度にロープリフトの更新を行いましたが、照明はLED化の検討が必要な状況です。</li></ul>

施設名称	現況及び課題
道の駅サンフラワー北竜	<ul> <li>・平成7年1月に道の駅として登録を行った施設で、敷地内の主要な施設として、サンフラワーパークセンター、サンフラワーパークホテル、北竜温泉、農畜産物直売所(みのりっち北竜)があります。</li> <li>・サンフラワーパークセンター、サンフラワーパークホテル、北竜温泉は建設から20年以上を経ており、老朽化が進んでいます。そのため、平成29年度から平成30年度にかけて機械設備や内装の大規模改修を実施しましたが、ポンプや配管などで改修が必要な設備が残っている状況です。</li> </ul>

#### ②管理の基本方針

- ○点検・診断等により危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕を行い、利用者が安心して利用できるように安全の確保を図ります。
- ○維持管理費の削減に向け、運用面での工夫や設備における省エネ化策を検討します。
- 〇北空知4町で締結した体育施設の利用協定に基づき、広域における体育施設の利用促進を図ります。また、今後の体育施設の建て替え及び新規整備においては、広域での整備を視野に入れた検討を進めていくこととします。
- ○道の駅サンフラワー北竜は施設の機能や性能に問題がない状態を維持できるよう、ポンプや 配管など設備の改修や更新を実施します。

#### (4) 産業系施設

#### ①現状と課題

施設名称	現況及び課題
農業体験宿泊施設(うえる・かる)	<ul><li>道の駅サンフラワー北竜の敷地内にある農業体験実習宿泊施設です。</li><li>毎年4月から10月までは農業体験実習で利用され、11月から翌3月までは北竜温泉で貸出を行っています。</li><li>平成26年度に改修を行ったため、建物に大きな課題はありません。</li></ul>
玄米ばら調製集出荷施設	<ul> <li>・乾燥、籾摺り後の米を集荷し再調製する施設で、平成8年度に建設、平成17年度に設備の追加工事が行われています。また、平成25年度に屋根塗装を行ったほか、平成27年度には餅米用の色彩選別機を導入しています。</li> <li>・令和5年度に老朽化した色彩選別機の更新を予定しています。</li> <li>・現在、JAきたそらちによる指定管理を行っており、実質的な町負担は発生していない状況にあります。</li> <li>・設備の更新には多額の費用負担が必要となるため、計画的に老朽化対策を行っていく必要があります。</li> </ul>
北竜町農産物加工実習センター「食農工房パルム」	<ul><li>・豆腐や味噌などの農産物加工実習施設で、北海道から譲渡を受けた施設です。</li><li>・建物には大きな課題はありませんが、機械設備の老朽化が進んできたため、利用者要望等を考慮しながら設備更新を今後進めていく必要があります。</li></ul>
北竜町農畜産物直売所「みのりっち北竜」	<ul><li>・道の駅サンフラワー北竜の敷地内にある農畜産物直売所です。</li><li>・平成23年度に建設されてから約10年が経過していますが、建物には大きな問題はありません。</li></ul>

施設名称	現況及び課題
「みのりっち北竜」作業所 (旧農産物加工実習センター)	<ul> <li>道の駅サンフラワー北竜の敷地内にあり、農畜産物直売所の作業所でしたが、現在はふるさと応援基金の返礼品に関する作業場として活用しています。</li> <li>ふるさと応援基金の作業場としての利用あたり、簡易的な内部改修を行っており、建物には大きな問題はありません。</li> </ul>

#### ②管理の基本方針

- 〇継続的に点検・修繕を行い、記録・蓄積することで施設の長寿命化、コストの削減に活かしていきます。
- ○維持管理費の削減に向け、運用面での工夫や設備における省エネ化策を検討します。
- ○点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、 利用者が安心して利用できるように安全確保を図ります。

#### (5) 学校教育系施設

#### ①現状と課題

施設名称	現況及び課題
真竜小学校	<ul><li>・昭和45年度に建設された旧耐震基準の建物ですが、平成元年に大規模 改修及び耐震化を図り、新耐震基準に準ずる耐震性を有しています。</li><li>・暖房設備が老朽化している他、建物全体の老朽化が進んでいることから、 今後の施設維持の方針を検討することが課題となっています。</li><li>・令和4年度にエアコンの設置を予定しています。</li></ul>
北竜中学校	<ul> <li>・昭和50年度に建設された旧耐震基準の建物ですが、平成5年に校舎、 平成6年に体育館の大規模改修及び耐震化を図り、新耐震基準に準ずる 耐震性を有しています。</li> <li>・施設は全体的に老朽化が進んでおり、施設の維持に費用が掛かっている ことから、今後の施設維持の方針を検討することが課題となっています。</li> <li>・令和4年度にエアコンの設置を予定しています。</li> </ul>
校長住宅、教頭住宅、教員住宅	<ul> <li>・昭和61年度から平成9年度に建設され、老朽化が進んできている状況です。</li> <li>・必要に応じて修繕を行っているため、建物に大きな問題はありませんが、公営住宅及び町民住宅の整備を含め、今後の建て替え等の検討を行うことが課題となっています。</li> </ul>

- 〇児童・生徒に安全で快適な学習環境を提供するため、また災害時において避難所としての機能確保を行うため、学校施設を定期的に点検し、改修・修繕が必要な箇所への対応を速やかに行います。
- 〇将来的に小学校及び中学校の建て替えを行う場合には、今後の中長期的な少子化の状況をみ ながら、住民の意見を踏まえて施設の統合や複合化を視野に入れた検討を進めます。
- ○校長住宅、教頭住宅、教員住宅は必要に応じて改修・修繕を行い、居住者にとって快適な環 境づくりに努めます。
- ○今後の教員住宅の再整備にあたっては、適正規模の戸数整備を念頭に置き、町内住環境や 入居者数を勘案しながら整備を進めていきます。

#### (6) 子育て支援施設

#### ①現状と課題

施設名称	現況及び課題
やわら保育園	・和保育所を令和2年度に移転建て替えを行い、やわら保育園と改称して
	運営しています。
	・ 令和5年度から社会福祉協議会に運営を移行する予定です。

#### ②管理の基本方針

- 〇就学前児童に安全で快適な保育環境を提供するため、施設を定期的に点検し、改修・修繕が 必要な箇所への対応を速やかに行います。
- 〇就学前児童に安全で快適な保育環境を提供するために必要不可欠な町内唯一の施設である ことから、現状機能を維持し、建物の修繕及び改修を行いながら目標使用年数まで継続利用 することを基本とします。

#### (7) 保健·福祉施設

#### ①現状と課題

施設名称	現況及び課題
すこやかセンター	<ul> <li>・合同庁舎に隣接し、健康センター、訪問介護サービス等の機能を提供するほか、貸館も行っている施設です。</li> <li>・必要に応じて修繕を実施しており建物には大きな問題はありませんが、2階の床に浮いている箇所があるほか、暖房の効きが悪くなっているなど、内装や設備に不具合対応が必要な箇所があります。</li> <li>・カーボンニュートラルの対応として太陽光発電の対応が検討されているほか、事務所以外の室内照明のLED化が課題となっています。</li> </ul>
特別養護老人亦一厶永楽園	<ul> <li>・昭和61年度に入居者定員50人の施設として建設され、平成元年度に増 床工事を行い定員80人の施設となっています。</li> <li>・高齢者の入居施設としてのサービスのほか、ショートステイ、通所介護 のサービスを提供しています。</li> <li>・建物及び設備は全体的に老朽化が激しくなってきており、令和2年度に ボイラーの更新を行っています。</li> </ul>
老人福祉センター	<ul><li>・昭和63年度に建設され、老朽化が進んでいるため、必要に応じて修繕を行いながら施設の維持管理を進めています。</li></ul>
老人憩の家	<ul><li>・昭和48年度に建設された旧耐震基準の建物ですが、耐震診断を実施していないため、耐震性は不明です。町内会が使用、貸館を行っています。</li><li>・建物の老朽化がかなり進んでいるため、令和4年度に除却する予定です。</li></ul>
碧水地域支え合いセンター	<ul><li>・地域の交流・活動の場として平成28年度に建設された施設です。</li><li>・高齢者の健康づくりや介護予防事業で活用されています。</li></ul>

- 〇町民が安心して利用できるよう、継続的に点検・診断を実施するとともに、点検・診断等の 履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かしていきます。
- ○建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な修繕を 行います。特に、特別養護者人ホーム永楽園の施設設備については、提供するサービスの質 を確保するため、予防保全を基本として維持管理に努めることとします。

#### (8) 医療施設

#### ①現状と課題

施設名称	現況及び課題
町立診療所	・築29年で老朽化が進んできているものの、必要に応じて修繕等を実施
	しており、建物に大きな問題はありません。
	・医療の品質を担保するため、医療機器は定期的に更新を行っています。
町立歯科診療所	・平成13年度に建設された木造の建物で、必要に応じて修繕等を実施し
	ており、建物に大きな問題はありません。
	・医療の品質を担保するため、医療機器は定期的に更新を行っています。

#### ②管理の基本方針

- ○医療を受ける人が安心して利用できるよう、継続的に点検・診断を実施するとともに、点検・診断等の履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かしていきます。
- 〇建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な修繕を 行います。
- 〇診療所の稼働を担保するため、施設設備の修繕・改修及び機器の交換を定期的に行います。

#### (9) 行政系施設

#### ①現状と課題

施設名称	現況及び課題
合同庁舎	<ul> <li>・昭和36年度に建設された旧耐震基準の建物で、耐震診断では耐震化が必要と診断されているため、耐震化が課題となっています。</li> <li>・建物の老朽化が進んできており、修繕を必要とする箇所が建物全体にみられる状況です。</li> <li>・現在は役場機能を維持する上で必要最小限の修繕に絞って対応を行っています。</li> </ul>
水防倉庫	<ul><li>主に防災備蓄品を格納する倉庫として活用されています。</li><li>昭和54年度に建設された旧耐震基準の建物で老朽化が進んでいます。</li></ul>
山車格納庫	・築25年で建物に老朽化がみられる箇所がありますが、必要に応じて修繕を行っており大きな課題はありません。
車輌センター	<ul><li>・昭和51年度に建設された旧耐震基準の建物で、鉄骨造の車庫棟と木造の詰所棟があります。</li><li>・車庫棟及び詰所棟ともに老朽化が進んできており、修繕が必要な箇所はあるものの、建物自体に問題はありません。</li><li>・格納する車両の大型化が進み、車庫棟の狭さが課題となっていたため、令和2年度に増築を行いました。</li></ul>
消防合同庁舎	<ul><li>・昭和53年度に建設された旧耐震基準の建物ですが、平成27年度に耐震化を含む大規模改修を行いました。</li><li>・法改正に伴い通信機器のデジタル化が必要とされたため、大規模改修時にデジタル化の対応を完了しました。今後は一部デジタル通信機器の更新を行う予定です。</li></ul>
消防第2分団詰所	・碧水詰所は昭和59年度、美葉牛詰所は昭和61年度に建設された建物で、 ともに老朽化が進んできています。 ・美葉牛詰所は令和元年度に内部改修を実施しました。

#### ②管理の基本方針

- 〇庁舎は防災の拠点となる重要な施設であることから、今後も計画的に点検や劣化診断を行い、 施設の長寿命化を図ります。
- 〇点検や診断結果等に基づき、維持管理、修繕を行うことでトータルコストの縮減・平準化に 取り組みます。
- ○点検・診断により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、 安全の確保を図ります。
- 〇今後、消防合同庁舎の建て替えを行う際には他の公共施設との複合化や広域化を視野に入れて検討を進めます。また、消防第2分団詰所に関しても、建て替えの際には地域の集会施設等との複合化も含めて検討を行います。

#### (10) 公営住宅

#### ①現状と課題

現況及び課題
・「北竜町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、これまで修繕及び建て替
え等を進めてきました。また、令和3年度に「北竜町公営住宅等長寿命
化計画」の見直しを実施し、構想期間を含む令和23年度までの長期計 画を策定しました。
・計画の見直しにより、桜岡団地や単身者向け住宅など老朽化の進んでいる住宅の建て替えを行う予定です。

#### ②管理の基本方針

- ○「北竜町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、長寿命化を基本として計画的に建物の管理を 継続していきます。また、今後の人口の動向や居住ニーズを鑑みながら、「北竜町公営住宅 等長寿命化計画」の見直しを定期的に行っていきます。
- 〇老朽化する住宅の延命を図るため、定期的に必要な点検・診断や修繕を実施します。また点 検・診断等の履歴を集積・蓄積し、維持管理、修繕等を含む老朽化対策に活かしていきます。

#### (11) 公園

#### ①現状と課題

施設名称	現況及び課題
金比羅公園	<ul><li>・自然の丘を活かした公園で、オープン期間中はキャンプ場としても活用 されています。</li></ul>
	・公園内には管理棟兼休憩所の建物がありますが、老朽化が大きく進んでいるため、今後の維持管理の方針が課題となっています。
和公園	<ul><li>・公民館及び真竜小学校が整備されている敷地にある公園で、真竜小学校 裏側への移設が完了しました。</li></ul>
児童公園	<ul><li>・公営住宅等に隣接して整備されている公園です。</li><li>・設置されている遊具は老朽化が進んでおり、今後の対応が課題となっています。</li></ul>

#### ②管理の基本方針

- ○敷地内にある設備の点検を定期的に実施し、損傷が見つかった場合には速やかに対策を行い、 公園利用者の安全確保に努めます。
- 〇建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な修繕 を行います。
- ○金比羅公園キャンプ場の管理棟兼休憩所は今後除却に向けた検討を進めます。

#### (12) その他公共施設

#### ①現状と課題

施設名称	現況及び課題
排水機場	<ul><li>・河川流域の浸水被害を軽減することを目的とした排水ポンプ施設で、町内に和排水機場、培本社排水機場、碧水排水機場の3施設あります。</li><li>・昭和63年度~平成5年度に整備された施設で老朽化が進んできているため、令和5年度から順次設備の改修・更新を行う予定です。</li></ul>
中央霊園	<ul><li>・敷地内の区画は随時整備されていますが、現時点で約50区画分の敷地が残っている状況です。</li><li>・敷地内にあるトイレは必要に応じて修繕対応を行っているため、大きな問題はありません。</li></ul>
バス待合所	<ul><li>・建物の管理は町内会が行っていますが、修繕等は町の費用負担で実施しています。</li><li>・平成27年度にバス待合所全体の修繕対応を完了しており、大きな課題はありません。</li></ul>

- ○今後も定期的に点検・診断及びメンテナンスを継続し、施設の長寿命化を図っていきます。
- ○維持管理費の削減に向け、運用面での工夫や設備における省エネ化策を検討します。
- 〇建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で改修・修繕を 行います。
- ○地域の意向等を踏まえた上で、不要となったバス待合所は除却を行います。

# 2. インフラのマネジメント方針

#### (1)道路

#### ①現況と課題

施設名称	現況及び課題
町道	<ul><li>・本町は実延長約136kmの町道を維持管理しており、交通量によって劣化の進行が一律ではないことや、町全域に網羅されていることから、個別の状況把握が難しい状況にあります。</li><li>・主要な町道については路面性状調査等により修繕が必要な箇所を把握し、その劣化状況に応じた修繕対応を行っています。</li></ul>
農道	<ul><li>・実延長は約76kmありますが、舗装部分の実延長は約70mとなっています。</li><li>・交通量が少ないことから、極端に傷んでいる箇所のみ修繕を行うなど維持管理に掛かる費用の縮減を図っています。</li></ul>

#### ②管理の基本方針

- ○すべての道路を同程度のサービス水準で維持することは困難であることから、路面性状調査等による路面の劣化度調査や道路の交通量などを踏まえて優先度を評価し、計画的に維持管理・修繕・更新等を行います。
- 〇日々の管理については、トータルコストの縮減をめざして定期的な点検・診断などの結果を 活かした予防保全型の維持管理に努めます。
- 〇点検・診断などの履歴を集積・蓄積し、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策などに活か します。

#### (2) 橋りょう

#### ①現況と課題

施設名称	現況及び課題
橋りょう	<ul> <li>・令和4年度までを計画期間とする「北竜町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的に橋りょうの点検及び修繕を進めています。</li> <li>・計画期間内では架け替え予定の橋りょうはありませんが、今後は架け替えを必要とする橋りょうが出てくると予想され、架け替えに大きな費用が掛かってしまうことが課題になると考えられます。</li> </ul>

- ○「北竜町橋梁長寿命化修繕計画」に基づいて、順次点検・修繕を推進します。
- 〇定期点検に基づく橋りょうの健全度に基づき、低コストかつ長寿命化を図ることができる最適な修繕計画を立案します。また、コスト縮減のため新技術の採用等も検討します。
- 〇点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策などに活かします。
- 〇点検・診断等は5年ごとに実施し、その結果を踏まえ修繕計画を見直します。

#### (3) 簡易水道施設

#### ①現況と課題

施設名称	現況及び課題
機械設備及び管路	・配水池上屋、恵岱別増圧ポンプ場等の設備が整備されており、築26年 のため全体的に老朽化が進んできています。
	・管路は敷設から40年以上経過した管路が今後10年間で大幅に増えることになります。そのため、平成29年度に北竜町簡易水道事業アセットマネジメント計画を策定し、施設及び管路の老朽化対策を計画的に進めています。

#### ②管理の基本方針

- 〇北竜町簡易水道事業アセットマネジメントに基づき、公営企業として健全な経営のための取組を進めていきます。
- 〇維持管理・修繕・更新等の際には、コスト縮減のため新技術の採用等を検討します。
- 〇水道施設は、中長期的な利用停止は難しく、災害時に町民へ与える影響が大きいため、予防 保全型管理に努め、管路の耐震化を行うなど、安定した運用を推進します。
- 〇日常管理については、トータルコストの縮減をめざして点検・診断等を行い、安全確保にも 努めます。
- 〇点検・診断等の履歴は集積・蓄積し、修繕計画の見直しに反映するとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策などに活かします。

#### (4)農業集落排水(下水道)

#### ①現況と課題

施設名称	現況及び課題
処理施設及び管路	<ul> <li>・昭和58~59年度に和地区集落排水処理施設、平成8年に碧水地区集落排水処理施設が整備されました。</li> <li>・いずれの処理施設も整備されてから20年以上経過しており、機械設備の老朽化が進んでいるため、機能強化事業により修繕・更新等を進めています。</li> <li>・農業集落排水の長寿命化に向けて農業集落排水施設最適整備構想を策定し、計画的に施設及び管路の更新を進めています。</li> </ul>

- ○公営企業として、健全な経営のための取組を進めていきます。
- 〇維持管理・修繕・更新等の際には、コスト縮減のため、新技術の採用等を検討します。
- 〇日常管理については、トータルコストの縮減をめざして点検・診断等を行い、安全確保にも 努めます。
- 〇点検・診断等の履歴は集積・蓄積し、修繕計画の見直しに反映するとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策などに活かします。
- 〇処理施設に併設されている下水汚泥のコンポスト化施設は機能廃止を含めた検討を進めます。

#### (5) 個別排水処理(浄化槽)

#### ①現況と課題

施設名称	現況及び課題
浄化槽	・設置されてから20年以上経過した浄化槽は全体の半数近くあり、老朽 化に伴う設備の修繕や機械設備の更新等に大きな費用が掛かっていま す。
	<ul><li>・今後は、更新が必要となる浄化槽が出てくると考えられるため、更新費用の負担軽減策を検討する必要があります。</li></ul>

- 〇維持管理・修繕・更新等の際には、コスト縮減のため、新技術の採用等を検討します。
- 〇日常管理については、トータルコストの縮減をめざして点検・診断等を行い、安全確保にも 努めます。
- ○点検・診断等の履歴は集積・蓄積し、修繕計画の見直しに反映するとともに、維持管理・修 繕・更新を含む老朽化対策などに活かします。

# 第5章 推進方策

# 1. PDCAサイクルの推進方針

本計画の推進にあたっては、マネジメントシステムの基本であるPLAN(計画)、DO(実行)、CHECK(評価)、ACT(改善)のPDCAサイクルにより、個別施設計画の推進状況や本計画に掲げた数値目標の達成状況などを全庁的横断的な会議体で年に1回評価・検証を行い、計画推進方法の改善を行います。

また、本計画の内容については、今後の財政状況や社会情勢の変化に応じて、適宜見直しを行います。また、公共施設等の適正配置の検討にあたっては、議会や町民に対して随時情報提供を行い、方向性の共有を目指します。

# 2. 推進体制

#### (1) 庁内の実施体制

公共施設の更新問題は全庁的に取り組むべき課題であるため、本計画の推進にあたっては組織横断的な取組を進めながら進行管理を行います。

また、基本方針の取組の中には、財政運営に関わる事項もあることから、中長期的な財政収支の状況に注視しながら、公共施設等の維持管理を推進していきます。

#### (2) 広域的な連携

いずれの自治体においても、社会保障関係や公共施設の更新に掛かる費用が、財政面を圧迫していくことは共通の認識として顕在化しています。今後は、行政運営においても、個々の自治体で関連施策を推進していくより、近隣自治体あるいは国、道と連携して取り組む方が、各自治体にとってより効果的・効率的に施策を推進できることも考えられます。

基本方針の取組の推進にあたっては、さらなる広域的な連携の可能性も視野に入れながら、取組を進めていきます。

#### (3) 町民との協働体制

今後、本計画に基づき、公共施設等の再編などを進める場合には、施設利用者や町民との情報共有を図り、施設の方向性の協議を行ってきます。

# 3. 計画の進行管理

本計画の進行管理にあたっては、基本方針に掲げた各種取組の推進状況や可能性について、施設所管課や関連部局へのヒアリングを行い、本計画の見直しや個別事業計画の立案を検討していきます。また、公営企業会計が所有する施設については、計画的な事業運営を行っていきます。

インフラ施設については、個別の長寿命化計画や保全計画等に示される工程の進捗状況をチェックするとともに、必要に応じて計画の見直しを図ります。

# 4. 地方公会計制度の活用

本町では、平成28年度から、「統一的な基準による地方公会計」に基づく固定資産台帳を整備 しています。

今後も公共施設等を財政面からも適正に管理をしていくために、地方公会計制度の財務諸表や 固定資産台帳と整合性を図ることで、施設ごとの資産の状況や維持管理費の把握など、一貫した 資産データに基づく施設マネジメントを推進します。

# 北竜町公共施設等総合管理計画

平成29年3月策定 令和4年3月改訂

発行:北海道北竜町

編集:北竜町役場 総務課

〒078-2512 北海道雨竜郡北竜町字和11番地の1

TEL 0164-34-2111 FAX 0164-34-2117